

3 国連国際法委員会越境帶水層条文草案における主権原則と衡平利用原則の関係 ——シララ水系の地位及び利用に関する事件 (チリ対ボリビア) を題材として

摂南大学講師
鳥谷部 壇

1. はじめに——主権原則と衡平利用原則の関係を把握するための 2つの理論

国連国際法委員会 (International Law Commission: ILC) は、2002年より「共有天然資源」の議題⁽¹⁾の下で越境帶水層の利用に関する法典化作業を開始し、2008年、「越境帶水層に関する条文草案」(以下「越境帶水層条文草案」という)⁽²⁾を採択した。越境帶水層についての条約、実践及び判例が僅少であるにもかかわらず、6年足らずで条文草案に至ったのは、ILC が20年以上の年月をかけて1997年に採択した「国際水路の非航行的利用の法に関する条約」(以下「国連水路条約」という)⁽³⁾に依るところが大きい。

ところが、越境帶水層条文草案と国連水路条約には決定的な相違がある。それが主権原則条項の有無である⁽⁴⁾。国連水路条約には、自国領域内に位置する国際水路の部分に対し当該領域国が主権⁽⁵⁾をもつ旨の主権原則は存在しないが、越境帶水層条文草案は、第3条で次のように主権原則に関する規定を置く。「各帶水層国は、自国領域内に位置する越境帶水層又は帶水層系の部分について主権を有する。各帶水層国は、国際法及び本条文草案に合致するように主権を行使しなければならない」⁽⁶⁾。他方、越境帶水層条文草案は、第4条で「帶水層国は、衡平かつ合理的な利用の原則に従い、越境帶水層又は越境帶水層系を次のように利用しなければならない。(a)帶水層国は、関係帶水層諸国に生じる便益の衡平かつ合理的な増加に合致するような方法で、越境帶水層又は越境帶水層系を利用しなければならない。(b)……」⁽⁷⁾と規定し、越境帶水層(系)⁽⁸⁾の利用に際し帶水層国⁽⁹⁾に衡平利用原則の履行を要求した。

越境帶水層条文草案第3条後段に規定される「本条文草案」には、上記第4条の衡平利用原則が当然含まれる。そうすると、第3条前段に規定される主権原則と、同条後段の「本条文草案」に含まれる衡平利用原則が矛

3 国連国際法委員会越境帶水層条文草案における主権原則と衡平利用原則の関係

盾する場面が出てくる。それは、第3条前段の主権原則規定に依拠して、自国領域内に位置する越境帶水層の水について絶対的な主権をもつという主張と、同条後段及び第4条の衡平利用原則によって、主権が制約されるとする主張の対立として現れる。もう少し具体的に言えば、A国とB国の間に8対2の割合で水を貯えた越境帶水層があった場合、A国は、主権原則に依拠して、越境帶水層の水のうち80%の利用権を主張するのに対し、B国は、衡平利用原則に依拠し、関連要素を考慮に入れれば⁽¹⁰⁾、帶水層の全貯留量の50% (あるいはそれ以上) を利用する権利があるとして異議を唱えることが考えられる。上記A国の主張は、越境帶水層条文草案第3条前段に基づいて行われるのに対し、上記B国の主張は同条後段及び第4条に基づく。

このようにして表面化し得る主権原則と衡平利用原則の関係に関する問題は、国際河川の非航行的利用に関する2つの理論に即して説明することができる。1つは、国家は自国領域内に位置する国際河川の利用に対して絶対的な権利を有しており、他の利用を考慮することなく自由に当該河川を利用できるとする絶対主権論であり⁽¹¹⁾、もう1つは、自国領域内を流れる国際河川に対する当該国家の主権は絶対的ではなく、他国との関係において制約を受けるとする制限主権論である⁽¹²⁾。国際河川法では、今日、制限主権論が圧倒的な支持を得ており、通説的地位を占めていることに異論はない⁽¹³⁾。

では、越境帶水層の国際法ではどうであろうか。この分野において、いずれの理論が妥当性をもつかについて支配的な立場は今なお存在しない。絶対主権論に依拠する国は、越境帶水層条文草案第3条の主権原則に基づいて自国領域内に位置する帶水層に貯留されている水について絶対的な主権が及ぶと主張するのに対し、制限主権論に依拠する国は、同草案第4条の衡平利用原則に基づいて、かかる主権の主張を排し衡平利用原則の規律の下におくべきだと反論することになる。越境帶水層の利用について2つの理論の間に対立が生じ得るのは、流動的な性質である水資源としての国際河川に対し、越境帶水層は石油や天然ガスのような共有天然資源としての性質をもつとみなされるからである⁽¹⁴⁾。

越境帶水層の水資源の利用をめぐる絶対主権論と制限主権論の対立は、国際司法裁判所 (International Court of Justice: ICJ) に係属中の事案である、原告をチリ、被告をボリビアとする、シララ水系の地位及び利用に関する事件 (以下「シララ事件」という) からも類推される。そこで本稿は、

越境帶水層条文草案における主権原則と衡平利用原則の関係を、絶対主権論と制限主権論の対立として把握した上で、かかる対立を解決に導くための道筋を示すことにより、越境帶水層の国際法秩序形成の将来像を展望するための視点を提供することを目的とする。こうした課題解明のアプローチは、すでに世界各地で起こり始めている越境帶水層の水の配分をめぐる国際紛争の増加を目前に、国際法が早急な対応を迫られている重大問題であることに鑑み、理論と実務の双方に寄与することが期待される⁽¹⁵⁾。

本稿の検討課題の解明は次のような順序で行う。まず、越境帶水層条文草案第3条の起草過程に焦点を当て、絶対主権論と制限主権論の対立がどのように展開されてきたかを確認する（2.）。次に、越境帶水層の水の配分をめぐって実際に発生したシララ事件の分析を通して、絶対主権論と制限主権論の対立を解決に導くための示唆を得る（3.）。以上を踏まえ、絶対主権論と制限主権論の対立の溝を埋めるためにいかなる法的対応が必要となるかに言及して本稿の課題に応答したい（4.）。

2. 越境帶水層条文草案第3条をめぐる絶対主権論と制限主権論の対立未解決

越境帶水層の利用に関し、ILC が2006年に採択した第一読草案⁽¹⁶⁾は、第3条で、「各帶水層国は、自國領域内に位置する越境帶水層又は越境帶水層系の部分について主権を有する。各帶水層国は、本条文草案に合致するように主権を使用しなければならない⁽¹⁷⁾」（下線：筆者追加）と起草された。現草案と異なるのは、下線部の「本条文草案に合致するように（in accordance with the present draft articles）」との箇所だけである。現草案では、当該部分は「国際法及び本条文草案に合致するように」と修正され、「国際法及び」が追加されている。ブラジルは、絶対主権論の立場から、越境帶水層のうち自國領域内に位置する部分について国際法に合致する主権の行使であることを明確にすべく、同条後段の「本条文草案に合致するように」の文言の修正を求めた⁽¹⁸⁾。イスラエルも、絶対主権論の立場から「国際法及び」の追加を要請した⁽¹⁹⁾。トルコも絶対主権論に依拠した主張を行う⁽²⁰⁾。ブラジルとイスラエルが「国際法」という言葉の追加を求めたのは、「国際法」という言葉には、国連総会が1962年12月14日に採択した「天然資源に対する永久的主権（Permanent sovereignty over natural resources）」決議（1803(XVII)）⁽²¹⁾を読み込むことができると考えたからである^{(22)・(23)}。これに対して、オーストリアは、制限主権論の立場から、第3条

の読み方として、主権の絶対的優位を意図するものではなく、帶水層国の権利と義務のバランスを図るべく、主権を基本としつつも条文全体の中で評価されるべきとの考え方を示した⁽²⁴⁾。

越境帶水層条文草案の起草の最終段階で、議論の場が国連総会第6委員会に移ってからも、現草案第3条の規定振りについて、複数の国が絶対主権論の立場から修正を要求した。それは中国の次のような発言に示される。「越境帶水層に関する国際協力は、自國領域内の水資源に対する帶水層国の永久的主権の尊重に基づくべきである」⁽²⁵⁾。また、キューバは、「草案第3条について、『各帶水層国は、本条文草案に合致するように主権を使用しなければならない』との規定の必要性に疑問を感じる。なぜなら、自國領域内に位置する帶水層は、その国の主権に服するのであって、それゆえ、当該領域国がその帶水層について従うべき政策を自由に決定することができるからである」⁽²⁶⁾と述べた。ベネズエラは、「とりわけ草案第3条に関し、注釈で主権原則の重要性をさらに強く訴えるべきであると考える。草案第3条後段は、帶水層又は帶水層系に対する主権の行使をもっぱら本条文草案に服せしめることを意図するものであるが、環境と開発に関するリオ宣言の原則2に反する」⁽²⁷⁾とした⁽²⁸⁾。ILC は、絶対主権論に立つ国と制限主権論に立つ国との間の溝が埋まらないまま、現草案を採択した。このことは、現草案第3条の注釈のパラグラフ1で決議1803を明記する一方⁽²⁹⁾、同注釈パラグラフ3では「第3条が適切に釣り合いのとれたテクスト」であり、同条の前段と後段は「そうした釣り合いを保つために必要な」であると記していることに示される⁽³⁰⁾。

ILC が2008年に採択した越境帶水層条文草案に対し、とりわけ学界からは、第3条の主権原則規定について厳しい批判がなされた。マッカフリー（S. C. McCaffrey）が、同条は、国際水法の発達を1世紀以上前に唱えられた絶対主権論（ハーモン・ドクトリン）へと後退させるものであるとし⁽³¹⁾、比喩的に、同条「前段で一旦瓶から主権を外に出してしまうと、後段でそれを瓶の中に閉じ込めることはできない」と述べて、同条の存在それ自体に懷疑の目を向ける⁽³²⁾。こうした影響もあってか、多くの論者は、第3条が制限主権論に依って立つものと解する⁽³³⁾。

しかし、上述のように、第3条の起草作業では複数の国が絶対主権論を強く主張したという事実に鑑みれば、同条を躊躇い無く制限主権論に依ったものと評価することはできない。また、ラヌー湖事件で仲裁裁判所が、地表水の利用について、沿岸国間の合意による場合であっても、領域国

主権の制約は厳格に解されなければならないと判示したことは³⁴⁾、石油や天然ガスに近い性質を帯びる帶水層の場合には、より一層重みをもつことになろう。さらに、越境帶水層条文草案採択後の2010年、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ、アルゼンチンの間で締結されたグアラニ帶水層協定第2条で、各当事国は自国領域内に位置するグアラニ帶水層系について「適用可能な国際法規範に従い（y de conformidad con las normas de derecho internacional aplicables）」³⁵⁾領域主権を行使すると規定し、越境帶水層条文草案に定める「本条文草案に合致するように」に相当する文言を入れなかつたことは、条約実践が乏しい越境帶水層の国際法分野において看過し得ない。

以上、越境帶水層条文草案第3条は、絶対主権論と制限主権論の妥協の産物であり、ILC起草作業から、主権原則と衡平利用原則の関係について唯一の妥当な解釈を導くことは困難である。そこで以下では、シララ事件の分析を通して両原則の関係について、さらに考えてみることとしたい。

3. シララ事件が示唆するもの

2016年6月6日、チリは、シララ水系の地位及び利用に関しボリビアとの間に発生した紛争の解決を求めて、ボリビアを相手取りICJに提訴した³⁶⁾。シララ水系は、ボリビアからチリへと流れるシララ川と、シララ川の源泉であるボリビアとチリにまたがる「シララ帶水層（Silala Aquifer）」によって成り立つ。シララ川は、シララ越境帶水層を源泉とし、ボリビアの標高約4,400メートル、チリとの国境線から北東に数キロの場所に位置する³⁷⁾。当該帶水層から湧き出た水は、ボリビア領域内に建設された南北2つの人工の用水路を通じてボリビア領内を約3.8キロ流れた後、チリに流入し最終的に太平洋に流出する³⁸⁾。

シララ川の利用に関しチリ政府は、国連水路条約第5条に規定される慣習国際法規則である衡平利用原則を根拠に、同川の水の衡平かつ合理的な配分を主張するとともに、同原則の適用に当たり、チリの「現在の利用」³⁹⁾が考慮されるべきであると主張する⁴⁰⁾。これに対しボリビア政府は、シララ帶水層を源泉とするシララ川は、人工の用水路が建設されなければチリに流入することはなかったとして、シララ川の水の100%の利用権を主張している⁴¹⁾。

本件紛争の特徴は、シララ川の源泉が、チリとボリビアにまたがって存在するシララ越境帶水層にあるとされる点である。このことから、シララ

川の水の配分をめぐる両国の主張の対立は、シララ越境帶水層の水の配分の問題として把握できる。つまり、シララ越境帶水層の水の利用に関し、衡平利用原則の適用を主張するチリは制限主権論に、他方、主権原則に沿った主張を展開するボリビアは絶対主権論に依っていると解せる。それゆえシララ事件は、国際河川の地位及び利用に関する紛争であると同時に、越境帶水層の水の配分に関する紛争でもある⁴²⁾。

シララ越境帶水層に関するボリビアとチリの間の貯留割合は、十分に科学的解明が進んでいないが、一説によれば、ボリビア側におよそ8割、チリ側におよそ2割の比率で存在している⁴³⁾。本稿も一応、この数字に従うと、絶対主権論に依拠するボリビアは、越境帶水層のすべての水のうち、自国領域内に存在する80%について絶対的な利用権を持つのに対し、制限主権論に立つチリは、少なくとも50%の利用権を獲得することになる。なぜチリが50%の利用権を持ち得るのかと言えば、衡平利用原則は質的平等（権利の平等）を基本とする概念であるが、実際には、量的平等（二国間では50%ずつ）が基本線とされることが多いからである⁴⁴⁾。

シララ水系のように、越境帶水層が国際河川と密接に関連している場合には、主権原則と衡平利用原則の関係の把握はより難しくなる。なぜなら、本件を、国際河川法の理論から読み解くならば、制限主権論に基づいて衡平利用原則が適用されることになるのに対し、越境帶水層の国際法からみれば、絶対主権論に基づいて主権原則が適用される余地が残されているからである。シララ事件では、シララ川の水はその大部分がチリの住民の飲料水及び工業用水に使用されている一方、ボリビアではごく最近、軍の駐屯地の兵士が水を利用するようになっただけであると言われる⁴⁵⁾。こうした状況にもかかわらず、越境帶水層の法理論に依拠して、ボリビアにシララ越境帶水層の水の80%の利用権を認めることは、チリの「現在の利用」を無視するものであり適切な解決法ではない。

もっとも、帶水層には、流速が比較的早く、数年で供給され循環しているものから、化石燃料と同様、数千年を経なければ供給されないもの（化石帶水層）まである。シララ越境帶水層がシララ川と物理的関連性をもたない化石帶水層である場合、ボリビア領域内に80%の水が眠っているにも拘わらず、チリが衡平利用原則を根拠に50%以上の水の利用を行うことが法的に許されるとすれば、ボリビアは自国が持ち得た権益をチリによって奪い取られたと感じ、国際紛争を助長することになりはしないか。こうした不公平感は、とりわけ先進国と途上国との間にまたがる越境帶水層の水

利用について問題化することになる。先進国は、自国の財政力及び技術力を背景に、途上国の地下に眠る越境帯水層の水の大部分を、越境帯水層条文草案第4条の衡平利用原則を根拠に開発し獲得しようと考えられる。そうすれば、先進国による既成事実化を法が後知恵的に追認することにより、いわば「力の支配」による越境帯水層国際法秩序が形成されることが危惧される。こうした懸念から、諸国（とりわけ新興国・途上国）が、越境帯水層条文草案の起草過程で、「天然資源に対する永久的主権」決議に言及すべきことを声高に訴え⁽⁴⁶⁾、「本条文草案に合致するように」の文言の削除を求めたのも頷ける。

このようにみてくると、地表水の補給を受ける帶水層と、水の補給を受けない化石帶水層とを区別して議論すべきであるように思われる。つまり、前者は、帶水層の貯留量の回復が見込めるため、国際河川法と同様、制限主権論を妥当させ、翻って、後者では、自然の回復能力が見込めず帶水層が枯渇するおそれを孕んでいるから、まずは絶対主権論に立って、自己領域内の地下に位置する割合の帶水層の水に対して完全な主権が及ぶことを認めるべきであると考える。もっとも、越境帯水層の自然科学的な特徴、性質及び構造の解明は容易ではない。そのため、帶水層諸国政府が共同で単一の技術委員会を設置するなどして、同委員会を通して科学的データ及び情報を定期的に交換し、科学的事実の解明が全帶水層国合意の下で協力的に進められていくことが望ましい。

4. おわりに——帶水層国の協力義務実体化の必要性

主権原則と衡平利用原則という越境帯水層条文草案に置かれた2つの基本原則間の関係をどのように解すべきかという本稿の問い合わせは、越境帯水層の利用に関する国際法秩序の形成過程において避けて通ることのできない問題である。本稿は、この問題を絶対主権論と制限主権論の対立として描き出すことにより、両原則の関係の一端を明らかにしてきた。

地表水の補給を受ける越境帯水層の水資源の利用については衡平利用原則を優先的に適用し、他方、水の補給を受けない化石帶水層についてはひとまず主権原則の適用を優先すべきであるというのが本稿の結論である。いずれの理論に依拠するにせよ、越境帯水層の水資源を枯渇させないよう、帶水層国との協力義務の実体化が急務となる。協力義務は、越境帯水層条文草案第7条1項において、「帶水層国は、越境帯水層又は帶水層系の衡平かつ合理的な利用及び適切な保護を達成するために、主権平等、領土保全、

持続可能な発展、相互利益、信義誠実に基づいて協力しなければならない」⁽⁴⁷⁾と規定される。こうした一般的協力義務には、当該越境帯水層に関する各種データの定期的情報交換の実施、帶水層の開発行為着手前の越境環境影響評価と事前通報・協議の実施、越境帯水層利用開始後のモニタリングの継続などが含まれることになる⁽⁴⁸⁾。また、一般的協力義務の実施は、帶水層国との間に「共同管理メカニズム（a joint management mechanism）」⁽⁴⁹⁾を設置しそれを通して行うことにより、一層促進され得る⁽⁵⁰⁾。このように協力義務を軸に、近い将来、国際法秩序が形成されていけば、主権原則と衡平利用原則の間に生じる絶対領域主権論と制限主権論の対立は幾分緩和されるようと思われる。

【謝辞】

本稿は、2019年6月9日に上智大学で開催された環境法政策学会第23回学術大会「第三分科会 国際環境法・外国法」（座長：西村智朗教授（立命館大学））における筆者の報告に対し、児矢野マリ教授（北海道大学）及び西井正弘名誉教授（京都大学）から頂いた主権原則に関する質疑を受けて、報告原稿を加筆し大幅に修正したものである。本稿は、本学会2018年度自主研究会「水危機への国際法的対応とその評価」の成果の一部であるとともに、公益財団法人クリタ水・環境科学振興財団（KWEF）「共有天然資源国際法秩序の形成」萌芽的研究（助成番号19E005）の成果の一部でもある。お世話になった諸先生方にこの場をお借りし、深く御礼申し上げる。

（注）

- (1) International Law Commission, Report on the work of its fifty-fourth session (A/57/10 and Corr.1), paras. 517, 518.
- (2) Draft articles on the Law of Transboundary Aquifers, with commentaries, in International Law Commission, Report on the work of its sixtieth session (A/63/10).
- (3) Convention on the Law of the Non-Navigational Uses of International Watercourses, adopted by the General Assembly of the United Nations, 21 May 1997, *Official Records of the General Assembly, Fifty-First Session, Supplement No. 49* (A/51/49), *ILM*, Vol. 36 (1997), p. 700.
- (4) 主権原則規定の有無によって、国連水路条約と越境帯水層条文草案の適用の結果にいかなる相違をもたらし得るかの考察については、鳥谷部壇「国際法上の『国際水路』の地位及び『地下水』『帶水層』の射程——シララ水紛争にみる国連水路条約と帶水層条文草案の適用関係——」（2019年）69-71頁を参照。
- (5) ここで主権とは、国家が他国からの干渉を受けずに独自の意思決定を行う権

- 利を指す。R. Jennings and A. Watts (eds.), *Oppenheim's International Law, Vol. I*, 9th ed. (Oxford University Press, 1992), p. 117, para. 382.
- (6) Draft articles on the Law of Transboundary Aquifers, 2008, *supra* note 2, Article 3.
- (7) *Ibid.*, Article 4.
- (8) 越境帶水層条文草案に規定される「越境帶水層 (transboundary aquifer)」とは、「透水性の低い地層の下に位置し、透水性が高く水を貯える地層と、当該地層の飽和帯に含まれる水 (a permeable water-bearing geological formation underlain by a less permeable layer and the water contained in the saturated zone of the formation)」(=帶水層) 又は「水文学上、関連性を有する二又はそれ以上の帶水層の連なり (a series of two or more aquifers that are hydraulically connected)」(=帶水層系) であって、その一部が他の国に位置している状況を指す。*Ibid.*, Article 2(a)-(c).
- (9) 越境帶水層条文草案に規定される「帶水層国」とは、「越境帶水層又は越境帶水層系の一部が位置する国」を指す。*Ibid.*, Article 2(d).
- (10) 関連要素とは、越境帶水層条文草案第5条に規定される衡平かつ合理的な利用に関する次のような諸要素をいう。①「人間の死活的ニーズ (vital human needs)」、②各帶水層国における当該帶水層に依存している人口、③関連する帶水層国の現在又は将来の社会的、経済的及びその他のニーズ、④帶水層の自然的特徴、⑤帶水層の層又は涵養への貢献度、⑥帶水層の現在の利用及び潜在的に利用可能な利用、⑦一の帶水層国による帶水層の利用が他の関連する帶水層国に与える現実の又は潜在的な影響、⑧帶水層の特定の計画中の利用又は現在の利用に対する代替策の利用可能性、⑨帶水層の開発、保護及び保全とそのためにとられる措置の費用、⑩関連する生態系における帶水層の役割。*Ibid.*, Article 5.
- (11) 詳細は、鳥谷部壱『国際水路の非航行的利用に関する基本原則——重大損害防止規則と衡平利用規則の関係再考』(大阪大学出版会、2019年) 6-8頁及びそこに掲げられた文献を参照。
- (12) 鳥谷部・前掲注(1)9-10頁及びそこに掲げられた文献を参照。
- (13) 鳥谷部・前掲注(1)10頁及びそこに掲げられた文献を参照。
- (14) そうした認識は、越境帶水層条文草案の起草過程でも示された。Draft articles on the Law of Transboundary Aquifers, 2008, *supra* note 2, commentary to Article 3, para. (1), p. 27.
- (15) ILC の村瀬信也委員は、「すでに地下水の配分をめぐる紛争が世界各地で起こっており、これは今世紀国際社会の重大問題である。日本がこの問題で外交会議を開催し当条約採択〔越境帶水層条文草案の条約化〕に成功すれば、それは日本の国際社会に対する大きな貢献となろう。」(括弧内・筆者追加) と述べられる。村瀬信也「国際法委員会における成果文書の形式とその法的意味」国際法外交雑誌118巻2号 (2019年) 17頁。
- (16) A/61/10 (*Report of the International Law Commission on the work of its Fifty-eighth session, 1 May to 9 June and 3 July to 11 August 2006*), Chap. VI, paras. 68-76.

- (17) *Ibid.*, para. 76, Article. 3.
- (18) A/CN.4/595 (*International Law Commission, Sixtieth session, Shared natural resources: comments and observations by Governments on the draft articles on the law of transboundary aquifers*), para. 90.
- (19) *Ibid.*, para. 92.
- (20) *Ibid.*, para. 94.
- (21) この決議は、国がその管轄下に所在する天然資源を自由に開発する権利を有するという考え方であり、領域主権から当然に導かれる。この権利は慣習国際法であることがICJで確認されている。Case Concerning Armed Activities on the Territory of the Congo (Democratic Republic of the Congo v. Uganda), Judgment of 19 December 2005, *ICJ Reports* 2005, para. 244.
- (22) A/CN.4/595, *supra* note 18, para. 90; A/CN.4/577 (*International Law Commission, Topical summary of the discussion held in the Sixth Committee of the General Assembly during its sixty-first session, prepared by the Secretariat*), para. 10; A/CN.4/588 (*International Law Commission, Topical summary of the discussion held in Sixth Committee of the General Assembly during its sixty-second session, prepared by the Secretariat*), para. 75.
- (23) 「天然資源に対する永久的主権」決議は越境帶水層条文草案前文でも明記された。Draft articles on the Law of Transboundary Aquifers, 2008, *supra* note 2, third preambular para. 前文がこの決議に言及した理由は、地下水資源が埋蔵されている国がその資源に対して排他的の主権を有するとする意見が複数の国連加盟国からあったからである。A/CN.4/551 (*Third Report on Shared Natural Resources: Transboundary Groundwaters, by Mr. Chusei Yamada, Special Rapporteur*), para. 4.
- (24) A/CN.4/595, *supra* note 18, para. 89.
- (25) A/C.6/61/SR.14 (*Sixth Committee, Summary record of the 14th meeting, Held at Headquarters, New York, on Monday, 30 October 2006, at 10 a.m.*), para. 5.
- (26) A/C.6/62/SR.24 (*Sixth Committee, Summary record of the 24th meeting, Held at Headquarters, New York, on Friday, 2 November 2007, at 3 p.m.*), para. 65.
- (27) A/C.6/62/SR.25 (*Sixth Committee, Summary record of the 25th meeting, Held at Headquarters, New York, on Monday, 5 November 2007, at 10 a.m.*), para. 63.
- (28) 1992年の環境と開発に関するリオ宣言は、原則2において、「各国は、国連憲章及び国際法の原則に則り、自國の環境及び開発政策に従って、自國の資源を開発する主権的権利……」を有する(下線:筆者追加)と規定し、「本条文草案」に対応する言葉を置いていない。Rio Declaration on Environment and Development, 13 June 1992, *ILM*, Vol. 31 (1992), p. 874, Principle 2.
- (29) Draft articles on the Law of Transboundary Aquifers, 2008, *supra* note 2, commentary to Article 3, para. (1), p. 27.
- (30) *Ibid.*, commentary to Article 3, para. (3), p. 27.

- (31) S. C. McCaffrey, "Current Developments: The International Law Commission Adopts Draft Articles on Transboundary Aquifers," *American Journal of International Law*, Vol. 103, No. 2 (2009), p. 291; S. C. McCaffrey and K. J. Neville, "The Politics of Sharing Water: International Law, Sovereignty, and Transboundary Rivers and Aquifers," in K. Wegerich and J. Warner (eds.), *The Politics of Water: A Survey* (Routledge, 2010), pp. 35–36; S. C. McCaffrey, "The International Law Commission's Flawed Draft Articles on the Law of Transboundary Aquifers: The Way Forward," *Water International*, Vol. 36, No. 5 (2011), p. 570.
- (32) McCaffrey, 2009, *supra* note 31, p. 291; McCaffrey and Neville, 2010, *supra* note 31, p. 37. マッカフリーは、越境帯水層の分野で衡平利用原則に対する主権原則の優位を認めると、主権原則に対する衡平利用原則の優位を保っている国際河川の分野にまで、主権原則優位の考え方が浸食していくおそれがあることを懸念する。McCaffrey, 2009, *supra* note 31, p. 292.
- (33) G. Eckstein, "Commentary on the U.N. International Law Commission's Draft Articles on the Law of Transboundary Aquifers," *Colorado Journal of International Environmental Law and Policy*, Vol. 18, No. 3 (2007), p. 561; M. Vick, "International Water Law and Sovereignty: A Discussion of the ILC Draft Articles on the Law of Transboundary," *Global Business and Development Law Journal*, Vol. 21 (2008), p. 209; K. Mechlem, "Moving Ahead in Protecting Freshwater Resources: The International Law Commission's Draft Articles on Transboundary Aquifers," *Leiden Journal of International Law*, Vol. 22 (2009), p. 811; 岩石順子「共有天然資源——地下水に関する条文草案の概要と評価——」村瀬信也・鶴岡公二編『変革期の国際法委員会（山田中正大使傘寿記念）』（信山社、2011年）338頁。
- (34) *Affaire du Lanoux (Espagne, France)*, 16 November 1957, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. XII, p. 300.
- (35) Acuerdo sobre el Acuífero Guarani, Suscripto por la República Argentina, la República Federativa del Brasil, la República del Paraguay y la República Oriental del Uruguay en San Juan, República Argentina, el 2 de Agosto de 2010, p.19, Artículo 2, available at <https://legislativo.parlamento.gub.uy/temporales/S2012030486-004752652.pdf> (as of 5 October 2019).
- (36) ICJ, Press Release, No. 2016/16 (6 June 2016), available at <https://www.icj-cij.org/files/case-related/162/19018.pdf> (as of 2 October 2019).
- (37) *Dispute over the Status and Use of the Waters of the Silala (Chile v. Bolivia)*, ICJ Application Instituting Proceedings [hereinafter called "Silala Waters Dispute, Application of Chile"], filed in the Registry of the Court on 6 June 2016, p. 6, para. 2.
- (38) *Ibid.*, p. 10, para. 10; B. M. Mulligan and G. E. Eckstein, "The Silala/Siloli Watershed: Dispute over the Most Vulnerable Basin in South America," *International Journal of Water Resources Development*, Vol. 27, No. 3 (2011), p. 596.

- (39) 「現在の利用」の意味については、鳥谷部・前掲注(1)117–131頁を参照。
- (40) Silala Waters Dispute, Application of Chile, *supra* note 37, p. 22, para. 50(b); Mulligan and Eckstein, 2011, *supra* note 38, p. 600.
- (41) 鳥谷部・前掲注(4)32–37頁。
- (42) 鳥谷部・前掲注(4)45–68頁。
- (43) F. U. Barrau, *Transboundary Water Issues in South America*, Sao Paulo – Brazil, June 2012, available at <http://abc.org.br/IMG/pdf/doc-3124.pdf> (as of 2 October 2019).
- (44) 例えば、常設仲裁裁判所（PCA）に提訴されたキシエンガンガ事件は、50%ずつの配分を基本線とした。*In the Matter of the Indus Waters Kishenganga Arbitration before the Court of Arbitration Constituted in Accordance with the Indus Waters Treaty 1960 between the Government of India and the Government of Pakistan Signed on 19 September 1960 (Pakistan v. India)*, PCA, Final Award of 20 December 2013, p. 38, para. 109. ただし、地表水に関する判例である上記キシエンガンガ事件判決を地下水にそのまま当てはめることが適切かどうかについては、河川と地下水の性質の違いを考慮すれば、慎重でなければならない。もっとも、シララ事件との関連において、2009年7月28日にチリとボリビアによって作成されたシララ水の利用に関する協定最終草案は、条約化には至らなかったが、第6条1項で、50%ずつの配分を明記していたことを特記しておく。The Initial Agreement on Silala, or Siloli, final draft, on 28 July 2009, available at https://www.internationalwaterlaw.org/documents/regionaldocs/Silala/SilalaAgreement2009_English.pdf (as of 2 October 2019).
- (45) Silala Waters Dispute, Application of Chile, *supra* note 37, p. 10, para. 11; F. Urquidi-Barrau, "Transboundary Water Issues in South America," in F. R. Spilki et al. (eds.), *Enhancing Water Management Capacity in a Changing World: The Challenge of Increasing Global Access to Water and Sanitation* (Universidade Feevale, 2016), p. 276.
- (46) 「天然資源に対する永久的主権」決議は、長年にわたる先進国による天然資源の搾取が途上国の主権を脅かしてきたことに対する抗議としての性格を有する。松井芳郎「天然の富と資源に対する永久的主権（二）」法學論叢79巻4号（1966年）54頁。また、こうした先進国と途上国の攻防は、1992年の環境と開発に関するリオ宣言の原則2（自国の天然資源を開発する主権的権利に関する規定）の起草過程にも見受けられる。L.-A. Duvic-Paoli and J. E. Viñuales, "Principle 2," in J. E. Viñuales (ed.), *The Rio Declaration on Environment and Development: A Commentary* (Oxford University Press, 2015), pp. 110–115.
- (47) Draft articles on the Law of Transboundary Aquifers, 2008, *supra* note 2, Article 7(1).
- (48) See, F. X. Perrez, *Cooperative Sovereignty: From Independence to Interdependence in the Structure of International Environmental Law* (Kluwer Law International, 2000), pp. 304–313.
- (49) Draft articles on the Law of Transboundary Aquifers, 2008, *supra* note 2,

Article 14.

(50) *Ibid.*, Article 7(2); Perrez, 2000, *supra* note 48, pp. 313-316.

(とりやべ じょう)